

福知山市木造住宅耐震診断士派遣事業 福知山市木造住宅耐震改修等事業 【募集のご案内】

木造住宅耐震診断士を派遣します

福知山市では、地震に強いまちづくりを進めており、耐震診断を希望される市民の方に木造住宅耐震診断士を派遣する事業を行っています。万が一のときに備え、わが家の「耐震性」を点検してください。

対象となる建築物	木造住宅で次の要件を全て満たすこと。 ① 住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されていること。（二階建以下） ② 昭和 56(1981)年 5 月 31 日以前に着工していること。 ③ 在来軸組工法、枠組壁工法の住宅。（特殊な工法の住宅は、対象となりません。） ④ 簡易耐震診断を用いた自己診断の結果、評点の合計が 9 点以下。
募集戸数	12 戸 《先着順受付。ただし 7 月 1 日に募集件数を超えた場合は同日申込者で抽選の上、7 月 2 日以降については終了します。》
必要な費用	自己負担金として定額 3, 0 0 0 円（戸当たり）
必要書類	① 福知山市木造住宅耐震診断士派遣申込書 ② 建築確認通知書・固定資産税課税台帳など所有者、建築年月日がわかる書類 ③ 福知山市木造住宅耐震診断士派遣同意書（所有者と居住者が違う場合） ④ 簡易耐震診断書「誰でもできるわが家の耐震診断」 ⑤ 建物の外観写真（二方向）
書類配布	令和 8 年 6 月 15 日（月）～
申込期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）～11 月 30 日（月） ＜募集戸数に達し次第締切＞
その他	① 申込みできるのは、住宅の所有者又は居住者です。 ② 派遣申込書と簡易耐震診断書「誰でもできるわが家の耐震診断」は、建築住宅課でお渡しします。（申込書類配布も同期間） ③ 受付は、福知山市役所建設交通部建築住宅課で行います。 ④ 電話での受付はしていません。

木造住宅耐震改修費を補助します

○ 本格改修・・・住宅全体の耐震性能が向上する工事

○ 簡易改修・・・住宅の一部を改修し耐震性能が向上する工事（屋根の軽量化等）

福知山市では、地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、木造住宅の耐震改修にかかる費用を補助します。

対象となる建築物	木造住宅で次の要件を全て満たすこと。 ① 住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されていること。（二階建以下） ② 昭和 56(1981)年 5 月 31 日以前に着工していること。 ③ 在来軸組工法、枠組壁工法の住宅。（特殊な工法の住宅は、対象となりません。） 本格改修の場合 ④ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満で改修の結果 1.0 以上となる改修を行うこと。 簡易改修の場合 ④ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満で耐震性が確実に向上する改修で京都府の規定に該当するもの。
募集戸数	本格改修 1 戸 <<どちらも先着順受付。ただし 7 月 1 日に募集件数を超えた場合は 簡易改修 2 戸 同日申込者で抽選の上、7 月 2 日以降については終了します>>
補助の額	耐震改修設計及び工事に要した費用を合計した額の 5 分の 4 以内で 本格改修 115 万円、簡易改修は 40 万円を上限とする。 ※代理受領制度を導入していますので、支払金額が補助金を除いた額となり施工業者への支払時の負担が軽減されます。詳細はお問い合わせください。
対象者	住宅の居住者で、本市に納付すべき市税等を滞納していない人。
必要書類	① 福知山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書 ② 建築確認通知書・固定資産税課税台帳など所有者、建築年月日がわかる書類 （対象木造住宅が借家の場合は、住宅の所有者の同意書が必要） ③ 耐震改修計画書 ④ 耐震改修設計・改修工事費見積書（設計事務所及び工事施工会社等の捺印のあるもの） ⑤ 耐震診断結果報告書（写し）
書類配布	令和 8 年 6 月 15 日（月）～
申込期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）～11 月 30 日（月）<募集戸数に達し次第締切>
その他	① 申込みできるのは、住宅の居住者です。 ② 申込書類は建築住宅課でお渡しします。（申込書類配布も同期間） ③ 受付は、福知山市役所建設交通部建築住宅課で行います。 ④ 電話での受付はしておりません。 ⑤ 令和 9 年 2 月末までに耐震改修工事の完成及び市の要求する完成書類の提出が補助対象となります。

お問い合わせ・お申込みは 福知山市役所建設交通部建築住宅課へ

〒620-8501 福知山市字内記 13 番地の 1

Tel 0773-24-7058（直通） Fax 0773-23-6537

E-mail kentiku@city.fukuchiyama.lg.jp